PROJECT

中世と近代の狭間 ──スペイン帝国における文書主義の実相

文・写真
吉江貴文

共同研究 ● 近代ヒスパニック世界における文書ネットワーク・システムの成立と展開（2013-2016）

16 世紀以降、アジアからアメリカに至る広大な領域を支配下に収めた世界帝国スペインのもと、約 300 年間にわたり、インディアス植民地（新大陸およびフィリピンのスペイン領植民地）で生みだされた文書の総体は、膨大な規模に上ると考えられる。たとえば、かつてインディアス領からスペイン本国に送られた文書を集中的に管理しているインディアス総合文書館（セビリア、1785 年設立）には現在、約 8000 万ページにおよぶ史料が収蔵されており、それらを収める保管棚の総延長は約 8km に達するという。本共同研究は、それほどまでに膨大な文書を生みだす母体となったスペイン帝国の文書ネットワーク・システムが、具体的にいかなるプロセスを経て成立し、植民地社会においてどのように拡張されていったのかを総合的に究明することを目的に進められている。そこで本稿では、そうした文書ネットワーク・システムを根底で支える原動力ともなったスペイン帝国の官僚制文書主義に焦点を当て、その実相について既存研究および本共同研究の成果を踏まえながら小考を加えてみたい。

インディアス総合文書館（2009 年、旧館、セビリア）。

中世と近代の狭間で

一般的にスペイン帝国において文書メディアを媒介とする統治機構が整備されていくのは、国王カルロス 1 世（在位 1516–1556 年）およびフェリーペ 2 世治世期（在位 1556–1598 年）の 16 世紀半ばから後期にかけてのことだとされている。この時期、アステカ帝国やインカ帝国の征服・統治を進めたスペインは、日々拡張する海外領土と肥大化を続ける行政事務への対応策として、中央政府機能全般の再編成を迫られていくことになる。なかでも、16 世紀スペイン帝国における官僚機構の機能強化とインディアス海外領土の発展を目的として 1570 年代に目論まれたのが、植民地経営の中枢を担うインディアス会議の組織改革であった。

インディアス会議とは、スペイン帝国の海外領土に関する行政・司法・宗教のあらゆる問題を監督する国王直属の最高諮問機関であり、1524 年の設置以降、国王の代理として植民地経営の実権を握る存在となっていた（エリオット 2009: 191）。このインディアス会議に対し、1570 年代に進められた改革の目的を一言でいうならば、文書メディアを媒介とする合理的な植民地支配体制の確立ということになるだろう。その旗振り役を担ったのは、当時のインディアス会議議長フアン・オバンドである。

オバンドが進めた施策は、具体的に 2 つある。1 つは、インディアスの現地情報を包括的に集約するため、植民地全土の役人に対し、管轄区域の詳細な調査報告書（各地の人口構成や地理学的特徴、在地の政治制度や経済状況など）の提出を義務づけたことであり、もう 1 つは、集められた調査報告書の内容を精査し、現地の実情に即した的確な植民地政策の立案につなげる専門官吏（地誌学者・地理学者）をインディアス会議に配したことである（Brendecke 2012: 352–366）。

つまり、オバンドが目論んだのは、大西洋の彼方に展開する広大な海外領土の状況を帝国中枢にいながら細大漏らさず掌握できるような情報ネットワーク網を植民地全土に展開したうえで、現地からもたらされる正確な情報に基づき、合理的に意志決定を行う近代的官僚機構としてインディアス会議を再編することであった。当時の表現を用いるならば、「全能知（entera noticia）」に基づく植民地支配の実現ということになるだろう（Brendecke 2012: 21）。

しかしながら、こうしたオバンドの野心的改革は期待されたような成果を十分に挙げられないまま、中途半端な形で頓挫していくことになる。その要因についてはいくつか挙げられているが、ブレンデッケがとりわけ強調するのは、中世と近代の狭間におかれたような、当時のスペイン帝国が抱える根本的矛盾の所在である。彼によれば、16 世紀のスペイン社会を統べる基本原理は、中世ヨーロッパから受け継がれる恩顧主義的な主従関係に貫かれており、スペイン帝国の官僚機構における文書の発給・受領のプロセスもその例外ではなかった。そのためインディアス会議から調査報告書の作成命令を受けた植民地役人がもっとも腐心したのも、オバンドが期待したような、優れた現地インフォーマントとしての的確な地域情報の提供などではなく、帝国中枢に鎮座する上官からできる限りの「好意（favor）」を引きだすための、忠実な下僕による儀礼的パフォーマンスであった。結果として、現地から送られてくる調査報告書は、50 年も前に刊行された年代記の記述そのままに、外観だけは美麗に仕上げた「王室献上品（obsequio）」のような豪華本の類で占められることになり、インディアスの実情に即した合理的な植民地経営の実現を目指したオバンド改革は、その根元から崩壊していくことになるのである（Brendecke 2012: 409–411）。

こうしたオバンド改革の事例からもわかるように、日々膨大な量の書類を生みだし続けたスペイン帝国の文書ネットワーク・システムが、表面上、うまく機能しているように見

えたとしても、それは、いわゆる「文書主義に基づく合法的支配」（ウェーバー 1970: 16）の仕組みが植民地官僚機構の末端にまでしっかり根づいていたから、ではないだろう。むしろ逆に、「本質的に中世そのままの社会に、近代的な官僚制度をつぎ足す」（エリオット 2009: 199）かのような矛盾を根深く秘めたまま、日々拡大を続ける海外領土への対応を迫られるなかで、形式上、文書メディアへの依存度を高めていかざるを得なかったというのが実情に近いといえるのではないだろうか。では、そうした矛盾含みの状況に対して、インディアス植民地の人々は具体的にどのように対応していったのだろうか。以下ではこれまでの共同研究の議論を踏まえながら考察を進めていく。

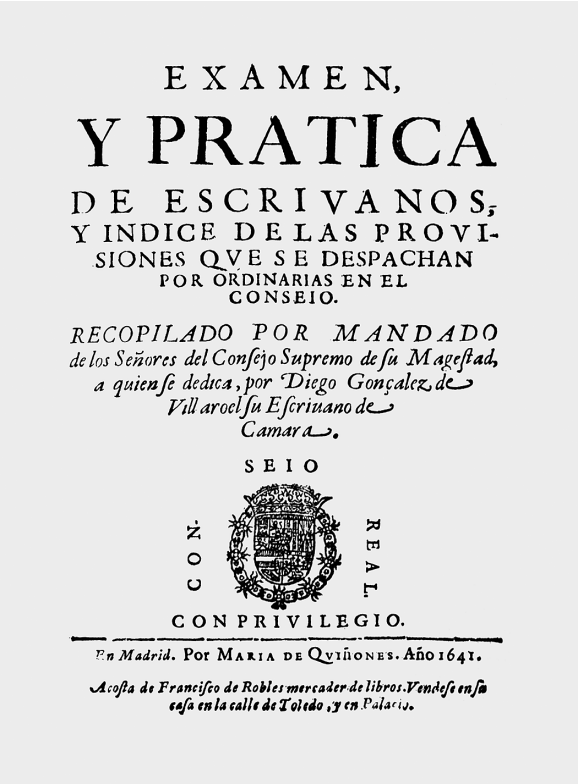
EXAMEN,
Y PRATICA
DE ESCRIVANOS,
Y INDICE DE LAS PROVISIONES QVE SE DESPACHAN POR ORDINARIAS EN EL CONSEIO.
RECOPILADO POR MANDADO de los Señores del Consejo Supremo de su Magestad, a quien se dedica, por Diego Gonçalez de Villarocl su Escriuano de Camara.
SEIO
CON. REAL.
CON PRIVILEGIO.
En Madrid. Por Maria de Quiñones. Año 1641.
A costa de Francisco de Robles mercader de libros. Vendese en su casa en la calle de Toledo, y en Palacio.

公証人マニュアルの一例。ヴィジャロエール著『公証人の試験と実務』（マドリード、1641 年）の表紙。

共同研究会の議論から

最初に取り上げるのは、16 世紀ヌエバ・エスパーニャ（現在の中央アメリカを中心とするスペイン植民地）の有力エンコメンデーロ（先住民への賦役特権を有するスペイン人入植者）の文書戦略を論じた横山和加子（慶應大学）の研究報告である。横山報告が焦点を当てるインファンテ家は、現在のメキシコ南部ミチョアカン地方に広大な所領を有した、ヌエバ・エスパーニャ有数の名門家系であるが、彼らの地位と財産を築いた原動力は、征服直後の混乱期から官僚統治期へと移り変わる植民地社会の法的環境を利用した巧みな文書戦略にあったという。インファンテ家の人々は、萌芽期にあるインディアス植民地の司法制度をいち早く利用し、植民地社会のライバルなどを相手に矢継ぎ早に訴訟戦術を仕掛けることでエンコミエンダ（エンコメンデーロが所有する入植地）特権の法基盤を固める一方、植民地有力者との婚姻・姻戚関係やスペイン国王との社会的紐帯といった人脈戦術を展開することにより、およそ 100 年に及ぶ植民地貴族としての繁栄基盤を築いていった。こうした事例から明らかになるのは、オバンド改革において対立軸に位置づけられた、文書主義と恩顧主義という相矛盾する 2 つの原理の狭間を縫って展開される植民地主体の巧みな生存戦略の実態であり、壮大なネットワーク・システムの裏側で繰り広げられる文書を介した折衝の微視的力学である。

一方、筆者は、18 世紀ラパス市（現ボリビア）における公証人文書の書式分析を手がかりに、植民地周辺とスペイン本国をつなぐ文書ネットワークの結節点に焦点を当てた。そこで取り上げた公証人（escribano）は、一般的に契約・合意など民事に関する公正証書の作成人を指すことが多いが、スペイン統治下においては、行政司法機関の公文書管理をも一手に担う植民地官僚機構の末端役人として位置づけられていた。18 世紀ラパスの公証人文書を検証した筆者は、それらの多く（60〜80%）が逐語的レベルで同一と判断される共通書式で構成されていることを明らかにしたうえで、その背景として、おもにスペイン本国で検閲・出版されたマニュアル本の植民地社会における広範囲な流通・参照の可能性を指摘した。こうした状況は一見すると、オバンド改革から 2 世紀を経て、文書統制力を強めた中枢権力が植民地社会に浸透した証拠として解釈されがちだが、筆者はそうした見方を保留する。というのも、18 世紀後半にはラパス地域で考案された独自書式の参照・複製・流通による、新たな文書循環サイクルの発生も看取されており、むしろ、そうした植民地周辺のもたらす革新的な実践力こそが、文書ネットワーク・システムの維持・活性化に貢献していた可能性は否めないからである。

最後に取り上げるのは、17 世紀ワマンガ地方（現ペルー）における公証人文書のファイリング・システムについて論じた溝田のぞみ（大阪大学）の研究報告である。溝田の分析した公証人文書に関しては、スペイン国王に由来する公的認証力（すなわち、真正性）を担保するための制度的措置として、帝国一律の文書管理基準が設けられており、ファイリング・システムについても、文書作成の時系列に則した分類保管が基本原則とされていた。しかしながら溝田は、ワマンガ地方において、そうしたファイリング原則が 17 世紀中葉を境に範列的分類体系の併用へと逸脱していく事実を明らかにしたうえで、その要因として、先住民人口を多く抱えるワマンガ地方特有の社会構成と植民地公証人の柔軟な実務対応能力を指摘する。こうした事例からわかるのは、インディアス植民地の複雑な社会背景に合わせてダイナミックに変容する文書ネットワーク・システムの実態であり、その影響の範囲は、オバンドのような権力中枢の思惑を遙かに越え、より多面的・多方向的な領域へと拡がっていたのではないかと考えられる。そうした見方は、上述の 2 つの研究報告にも通底するものであり、今後、さらに事例検証を積み重ね、実態究明を図る必要があるだろう。

【参考文献】

Brendecke, Arndt. 2012. *Imperio e informaciòn. Funciones del saber en el dominio colonial español*. Madrid: Iberoamericana.

エリオット，J.H. 2009『スペイン帝国の興亡 1469–1716』藤田一成訳、岩波書店。

ウェーバー，M. 1970『支配の諸類型』世良晃志郎訳、創文社。

よしえ たかふみ

広島市立大学准教授。専門は文化人類学、文書研究。主な著書に『アンデス世界──交渉と創造の力学』（共著 世界思想社 2012 年）、『テクストと人文学──知の土台を解剖する』（共著 人文書院 2009 年）など。